

改定後	改定前
第 1 4 条（利用の停止及びカード原板の破棄） 1. 利用者が本規約に定める規定に違反した場合または当社が不適当と判断した場合は、当社は当該利用者に提供する本カードに関するサービスの全てを当該利用者に対して通知することなく、一方的に停止するものとします。なお、停止の際は、利用者の本カードの利用可能残高の払い戻しは行わないものとします。	第 1 4 条（利用の停止及びカード原板の破棄） 1. 利用者が本規約に定める規定に違反した場合または当社が不適当と判断した場合は、<u>若しくは利用者が死亡した場合または当社が死亡の連絡を受けた場合（当社が左記に準じると判断した場合を含む）</u>には、当社は当該利用者に提供する本カードに関するサービスの全てを当該利用者に対して通知することなく、一方的に停止するものとします。なお、停止の際は、利用者の本カードの利用可能残高の払い戻しは行わないものとします。